

Weekly Report

第 768 号

令和6年10月21日

省力化製品の導入支援「省力化投資補助金」

人手不足解消に効果のあるIoTやロボット等の省力化製品を導入を支援する「中小企業省力化投資補助金」では、補助対象となる製品を随時追加しており、既に所有する製品を置き換える場合でも条件を満たせば対象となりました。

◆省力化投資補助金の対象者や補助率など

本補助金は、人手不足に悩む中小企業等が清掃ロボットや検品・仕分システム、自動精算機などの人手不足解消に効果があり、簡易・迅速に導入できる汎用製品が登録されているカタログ（事務局ホームページに掲載）から自社の課題に合った製品を選択し、その販売事業者と共同で労働生産性を向上させる事業計画を策定した上で、交付申請を行います。

対象事業者や補助率などは次のとおりです。

◎補助対象事業者……* 人手不足の状態にある、* 全ての従業員の賃金が最低賃金を超えている等の要件を満たす中小企業等が対象です。

◎補助率・補助上限額……補助率は1/2です。また、補助上限額は従業員数で異なり、5名以下は200万円、6～20名は500万円、21名以上は1千万円が上限額です（一定の賃上げを実施した場合は上限額が1.5倍になります）。

◎補助対象経費……カタログに登録されている省力化製品の「製品本体価格」と「導入に要する費用（設置作業や運搬費など）」が対象経費となります。

◎応募・交付申請……申請は当面の間、随時受付が行われており、中小企業等と販売事業者が共同で申請する必要があります。なお、今後は補助額の合計が補助上限額に達するまで複数回の申請ができるようになる予定です。

被扶養者に係る「130万円の壁」の取扱い

今月から従業員51人以上の事業所で働く一定の短時間労働者は厚生年金・健康保険の適用対象となりましたが、50人以下の事業所で働く短時間労働者等は年収130万円以上（60歳以上などは180万円以上）となる場合、被扶養者から外れて国民年金・国民健康保険に加入することになります。

ただし、被扶養者の収入が人手不足による労働時間延長等で一時的に増加して年収130万円以上となる場合、被保険者は健保組合等が行う被扶養者の収入確認の際に一時的な収入変動である旨の事業主の証明（被扶養者を雇用する事業主が作成）を提出することで引き続き被扶養者認定を受けられる措置が講じられています。

年末調整や確定申告で必要となる控除証明書

生命保険料などを支払った方やiDeCoに加入している方には、年末調整や確定申告で必要となる控除証明書が送られてくる時期です。

生命保険料や地震保険料を支払った場合は保険会社から「保険料控除証明書」、国民年金保険料を支払った場合は年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」、iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金を支払った場合は国民年金基金連合会から「小規模企業共済等掛金払込証明書」が届きますので、保管しておきましょう。